

随意契約締結理由書（公表用）

下記のとおり随意契約を締結したので、公表します。

1 工 事 件 名	月島駅地下駐輪場 自転車搬送用コンベア修繕工事
2 施 行 場 所	中央区月島一丁目27番先～月島二丁目10番先
3 対 象 業 種	機械器具設備
4 工 事 概 要	月島駅地下駐輪場 自転車搬送用コンベア修繕工事（1号機～4号機） ① 駆動軸取替：1～4号機 ② ドライブチェーン取替：2、4号機 ③ トップチェーン取替：1～4号機 ④ ササラ側面部取替：1～4号機 ⑤ 側面ニューライト取替：1～4号機 ⑥ キャリア側ニューライト取替：1～4号機 ⑦ リターン側ニューライト取替：1～4号機 ⑧ テール軸取替：1～4号機 ⑨ インバータ取替：1号機
5 工 期	令和元年9月20日まで
6 契 約 金 額	7,851,816円（税込み）
7 契 約 締 結 日	令和元年6月20日
8 契 約 の 相 手 方 の 住 所 及 び 商 号 又 は 名 称	神奈川県横浜市中区長者町四丁目9番8号 横浜特殊船舶株式会社 代表取締役 並木 則夫
9 随 意 契 約 締 結 の 理 由	本駐輪場の自転車搬送用コンベアは運用開始時に当該製造メーカーによって納品され、その後維持管理されている。メーカーによって制御・仕様が異なり、独自の部品等により構成・製造されていることから、修繕においても構造や機能を熟知する上記業者と随意契約を締結する。
10 根 拠 法 令	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号